⑷　④の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア　移動しない無線局にあつては、当該届出に係る登録局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35.25.47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第１号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町○―○―○何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ　移動する無線局にあつては、その無線設備の常置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。

⑸　⑤の欄は、当該届出に係る登録局が移動するものに限り移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

⑹　⑥の欄は、次によること。

ア　識別符号の欄は、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第８条第１項第３号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

イ　適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123―ＸＸＸＸＸＸ～123―ＺＺＺＺＺＺ」、「123―ＸＸＸＸＸＸ、123―ＸＸＸＺＺＺ」のように記載すること。

ウ　無線設備の製造番号の欄は、登録局の無線設備の製造番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」、「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

エ　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175㎒を超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

オ　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する登録局であつて空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑺　④から⑥までの欄に複数の登録局について記載する場合は、登録局ごとに記載すること。

⑻　⑦の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

⑼　⑧の欄は、次によること。

ア　法第27条の32の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

⑽　移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設の届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を⑧の欄に記載して、その添付を省略することができる。

ア　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局及びその通信の相手方となる登録局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を